

## 清水霊苑についての概略説明

墓地等の名称	仙寿院墓地内「清水霊苑」(設置場所の旧町名・清水町より命名)
墓地使用形態	宗教宗派を問わない公葬地 (改宗の必要はありません。また仙寿院の檀家となることもできます。)
所在地	釜石市大只越町2丁目74-68 (仙寿院墓地隣地)
新設墓地数	60区画
費用等	墓地永代使用料：40～50万円 管理料：年間2000円 (但し崩壊が進む嬉石・浜町両地域の墓地移転者には、早期移転を促すため墓地永代使用料を令和6年5月までの受付期間中のみ15万円とします。)
使用条件	①墓石の形状には公序良俗に反しない限り制限はありません。 ②土葬や散骨はできません。ペットの埋葬も同様です。 (ペットには隣接のペット墓地「愛隣墓」をご利用下さい。) ③墓地内または霊園内には、構造物保護のため植樹はできません。 ④法人や団体での購入はできません。1家1区画です。 ⑤埋葬時には仙寿院の許可を受け火葬証明書を必ず提出して下さい。 ⑥墓地永代使用料は申し込みから1年以内にお納め下さい。 ⑦墓地使用の代表者や住所が変わった場合、必ず仙寿院にお知らせ下さい。 ⑧墓地は土地を購入するものではありませんので、譲渡はできません。また使用者が変わる場合は仙寿院の許可が必要です。 ⑨無縁になった場合や3年間管理費を納めない場合は使用を取り消します。その場合は使用者の負担で原状復帰して返却して下さい。 ⑩「清水霊苑」墓地管理規則に反しない使用をお願いします。 ⑪花以外の供物は供えたままにせず、必ず持ち帰って下さい。 ⑫管理料は墓地の清掃費ではありません。水道料と周辺の整備や古塔婆の処理に使います。